

別紙様式2-1 総括表

提出先 共通

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケイジンカイ		
法人名	社会福祉法人渓仁会		
法人所在地	〒 064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2番1号		
フリガナ	クボタ ユウジ		
書類作成担当者	窪田 裕二	E-mail	kubota-yu@keijinkai.or.jp
連絡先	電話番号 011-640-6767	E-mail	kubota-yu@keijinkai.or.jp

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 490,274,598	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 41,439,874	円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c) 0	円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d) 490,274,598	円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること)	(e) 687,043,836	円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b - c)	(f) 41,439,874	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一率の引上げ)によるもの)	(g) 34,000,000	円
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h) 16,800,000	円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h)	(i) 50,800,000	円

【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認められる。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + h)の合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間				令和 6 年 4 月 ~ 令和 7 年 3 月 (12 か月)	
②賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他()
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 ①介護の契約職員を2024年4月1日付で正職員に登用し、年収の増加を図ります。 ②介護の正職員の基本給に処遇改善手当11,000円を組み込み、賞与支給額の増加を図り、大卒以外の初任給基準額を162,700円として1号俸を定期昇給し、年収の増加を図ります。 ③介護の嘱託職員の基本給に処遇改善手当11,000円を組み込み、賞与支給額の増加を図り、最低保障基本給を162,700円とし、年収の増加を図ります。 ④介護の非常勤職員の最低時給を2024年10月1日付で1,000円以上とし、年収の増加を図ります。 ⑤介護の外国籍人財の契約職員の基本給に処遇改善手当11,000円を組み込み、賞与支給額の増加を図り、初任給基準額を162,700円とし、年収の増加を図ります。 ⑥介護の60歳以上の契約職員を2024年4月1日付で嘱託職員に登用、基本給に処遇改善手当11,000円を組み込み、賞与支給額の増加を図り、最低保障基本給を162,700円とし、年収の増加を図ります。				
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期) 平成 20 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				
	④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情	

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件 I (新加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算IV相当の見込額の1/2	132,908,204 円 ← ○
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	531,904,905 円 ← ○

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【新加算 I ~ IV】 ※新加算 I ~ IVを算定するまで旧ペア加算又は新加算V(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①新加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	0 円 ← ○
②新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する新たな賃金改善の見込額	4,226,696 円 ← ○
うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (①の額の2/3以上となること)	3,250,000 円 ← ○
(括弧内は月額10か月間算定するとした場合)	326,000 円 ← ○

(3)月額賃金改善要件 III (旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

- ⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること
 令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。 ← ○

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

- ⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

①新規に算定する旧ベースアップ等加算の見込額	0 円 ← ○
②旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(①の合計)	186,000 円 ← ○
介護職員	136,000 円 ← ○
うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (括弧内は月額10か月間算定するとした場合)	100,000 円 ← ○
その他	50,000 円 ← ○
うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額 (括弧内は月額10か月間算定するとした場合)	40,000 円 ← ○
その他	20,000 円 ← ○

(4)キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

【新加算 V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

⇒ キャリアパス要件 I と II のどちらかを満たすこと。

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ○

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年

令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定め度中の整備を誓約すること。

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ○

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/>	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/>	法人本部主催で年間研修計画を策定し、資質向上のための研修の機会を提供 新人事評価規程に従い職員の能力を評価し、当該結果を参考として特別昇給を実施
ロ	<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/>	介護支援専門員・介護福祉士受験対策講座の開講 介護支援専門員・介護福祉士受験料の補助

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年

令和6年度中(令和7年3月末まで)に研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行います。

(5)キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ○

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/>	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/>	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

⇒ 上記が「×」の場合、令和6年度中の整備を誓約すること。

令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。

(6) キャリアパス要件IV 【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算I・IIの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・IIの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)

⇒上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること 「月額平均8万円の加算改収又は改収後の賃金が年額140万円以上となる者」を選択できない場合その理由	
<input type="checkbox"/>	小規模事業所で計算対象外であるため。
<input type="checkbox"/>	賃金全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円程度で賃金を引き上げることが困難であるため。
<input type="checkbox"/>	月額平均8万円等の賃金改収を行うに当たり、これまで以上に事業所内の労働環境にかかる苦に求められる能力や待遇を考慮せざるを得ないため。
<input type="checkbox"/>	その他

(7) キャリアパス要件V 【新加算I、V(1)~(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定I】

キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Iの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算I、V(1)~(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算Iの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定しない場合】	
⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(4)・(5)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)	

【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	該当
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	<input checked="" type="checkbox"/>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択 <input type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載
------------	---

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人渢仁会
代表者 職名 理事長 氏名 谷内 好

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について

	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	<input type="checkbox"/>
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている 令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	<input type="checkbox"/>
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	<input type="checkbox"/>

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)	月額賃金改善要件 II	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="checkbox"/>
(2)	月額賃金改善要件 III	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること 令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ペア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること 介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつて その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつてること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)	キャリアパス要件 I・II	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すること キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すること	<input type="checkbox"/>
(4)	キャリアパス要件 III	キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約すること	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)	キャリアパス要件 IV	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になつてること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	<input checked="" type="checkbox"/>
(6)	キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	<input type="checkbox"/>
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	<input type="checkbox"/>

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 必要な項目が全て選択されていること	<input type="checkbox"/>
・ 誓約・記名が行われていること	<input checked="" type="checkbox"/>

記入上の注意

記入箇所は色付きのセルだけです。このセルには、原則として全て記入してください。

処遇改善加算額(支給金額)の合計[円](別添様式2-1(1)(a)の内数)	49,592,768 円		
対応加算(見込み額)の合計[円](別添様式2-1(1)(a)の内数)	16,722,896 円		
ベースアップ等加算額(見込み額)の合計[円](別添様式2-1(1)(a)の内数)	9,577,824 円		
うち、新規に算定する日アド加算の見込み額[円](別添様式2-1(1)(a)の内数)	0 円		
旧3加算のうち、令和6年度に追加する分の見込み額 〔(3)加算の上位部分への移行によるもの〕	0 円		
（記入の上記）			
・月額1万円未満の改定額については、特段の算定のない旨を記載すること。改定後の金額が年間40万円以上であるかは、施設改善費算定額をもとに判断すること。			
事業所の所在地	事業所名	サービス名	施設加算等 算定する旨 施設改修額 〔単位 (a)〕
介護保険 事業所番 号	指定管理者名 と 市道 府県 町村	事業所名	
1 0170100069 札幌市	北海道 札幌市 中央区	老人福祉施設 西門山敬樹園	介護老人福祉施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 3,103,481
2 0170100069 札幌市	北海道 札幌市 中央区	西門山敬樹園 ショートステイセンター	〔介護予防〕認 定 引入所生介護 112,728
3 0170100069 札幌市	北海道 札幌市 中央区	西門山敬樹園 ホームヘルパー センター	〔介護予防〕認 定 引入所生介護 650,156
4 0170507239 札幌市	北海道 札幌市 中央区	グループホーム 西門山の丘	介護老人福祉 施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 2,285,235
5 0170507206 札幌市	北海道 札幌市 直平区	月寒あさがねの 施設 セーフティ センター	月寒あさがねの 施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 419,084
6 0170507206 札幌市	北海道 札幌市 直平区	月寒あさがねの 施設 セーフティ センター	月寒あさがねの 施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 1,531,832
7 0170507214 札幌市	北海道 札幌市 岩内町	介護老人福祉 施設 の園	岩内ふれ愛の 施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 0 円
8 0172300253 北海道	北海道 岩内町	介護老人福祉 施設 の園	
9 0172300253 北海道	北海道 岩内町	岩内ふれ愛の 施設 〔介護予防〕認 定 引入所生介護 0 円	

⑥キャリアバス要件IVについて

⑥キャリアパス要件IVについて	
改修費金改修額が月額平均8万円以上又は改修後の資金が年額440万円以上となる者の数	61
改修費金改修額が月額平均8万円以上となる者の数	46

以上であるかは、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改訂額で判断すること。
月給4万円以上の改訂については、特定加算のみで判断すること。改訂後の賃金が年間440万円

100

事業保険 事業所番 号	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名 サービス名	1位 あらり た小屋根 床面積 [㎡] (a)	2位 あらり た小屋根 床面積 [㎡] (b)	3位 あらり た小屋根 床面積 [㎡] (c)	4位 あらり た小屋根 床面積 [㎡] (d)	(参考) 令和5年度		令和6年度		令和6年度	
							処遇改善加算・特 定加算・ペア アプ等加算の別 算等の区分		令和6年・ 5月に算定 する区分		算定対象月 (d)	
							※通常は令和6年4月～令和6年5月	※通常は令和6年4月～令和6年5月	8.3% 特定加算 2.7% ペア加算 ベースアップ等加 算等	8.3% 特定加算 2.7% ペア加算 ベースアップ等加 算等	8.3% 特定加算 2.7% ペア加算 ベースアップ等加 算等	8.3% 特定加算 2.7% ペア加算 ベースアップ等加 算等
10	0172200313 北海道	北海道 喜茂別 町	介護老人福祉 施設を運営する 施設	1,971,492	10,00	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
11	0172200313 北海道	北海道 喜茂別 町	介護老人福祉 施設を運営する 施設	10,00	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
12	0172200305 北海道	北海道 喜茂別 町	介護老人福祉 施設を運営する 施設	9,982	10,00	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
13	0192200061 後志広域連合	北海道 留萌市	地域密着型介 護老人福祉施 設	808,307	10,00	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
14	0172200354 後志広域連合	北海道 留萌市	介護老人福祉 施設を運営する 施設	59,263	10,00	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
15	0170403982 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	介護老人福祉 施設を運営する 施設	2,572,658	10,14	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
16	0170403982 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	ショートステイ 施設を運営する 施設	10,17	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
17	0170402572 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	手取保育介護 センター	748,015	10,14	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
18	0190404073 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	知恵対応型通 所介護	167,019	10,17	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
19	0190404074 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	小規模多機能 型居宅介護	444,856	10,17	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
20	0190500074 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	地域密着型介 護老人福祉施 設	898,155	10,14	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
21	0190500074 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	小規模多機能 型居宅介護	421,003	10,17	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	
22	0190502484 札幌市	北海道 札幌市 手稲区	サテライト型小 規模多機能型 居宅介護	275,414	10,17	8.3% 特定加算 ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	1.6% ペア加算 ベースアップ等加 算等	

⑦キャリアパス要件V

⑧キャリアパス要件IV

⑨キャリアパス要件III

⑩キャリアパス要件II

⑪キャリアパス要件I

⑫キャリアパス要件II

⑬キャリアパス要件I

⑭キャリアパス要件II

⑮キャリアパス要件I

⑯キャリアパス要件II

⑰キャリアパス要件I

⑱キャリアパス要件II

⑲キャリアパス要件I

⑳キャリアパス要件II

㉑キャリアパス要件I

㉒キャリアパス要件II

㉓キャリアパス要件I

㉔キャリアパス要件II

㉕キャリアパス要件I

㉖キャリアパス要件II

㉗キャリアパス要件I

㉘キャリアパス要件II

㉙キャリアパス要件I

㉚キャリアパス要件II

㉛キャリアパス要件I

㉜キャリアパス要件II

㉝キャリアパス要件I

㉞キャリアパス要件II

㉟キャリアパス要件I

㉟キャリアパス要件II

㉟キャリアパス要件I

事業保険 事務所番 号	事業所の所在地	都道 府県	市町 村	事業所名	サービス名 [内訳] (a)	施設運営等 あり たる月あ たりの保 障金額 [単位] [内訳] (b)	施設改修・算 定対象年 度 令和5年度 ※令和6年3 月時点	施設改修等 算定したる期 間と算定 する区分 ※令和6年5 月時点	算定対象月 (d) ※通常は令和6年4月～令和6年5月	算定対象月 (d) ※通常は令和6年4月～令和6年5月	令和6年度 (参考) 令和5年度	令和6年度			③・④・キャリアバス要件III 件1・II	⑤・キャリアバス要件III 件1・II	⑥・キャリアバス要件IV 件1・II	⑦・キャリアバス要件V 件1・II
												施設改修等 算定加算 アフタ等加算の 別 ※令和6年5 月時点	令和6年4 月に算定 する区分 ※令和6年5 月時点	算定加算 車 (c)				
35	0156180028 北海道	北海道	美唄市	介護老人保健 施設ホーム美唄	介護老人保健 施設	2,432,953	10.00	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	3.5% 处遇加算 I 2.1% 特定加算 I 0.8% ベア加算	3.0% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	1,398,020	0	0	0	0	0	0	0
36	0156180028 北海道	北海道	美唄市	介護老人保健 施設ホームユナイ ド(老健)	介護老人保健 施設ホームユナイ ド(老健)	10.00	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	3.9% 处遇加算 I 2.1% 特定加算 I 0.8% ベア加算	2.1% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	1,022,020	0	0	0	0	0	0	0	
37	0156180028 北海道	北海道	美唄市	介護老人保健 施設ホーム美唄	介護老人保健 施設ホーム美唄	920,635	10.00	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	4.7% 处遇加算 I 2.0% 特定加算 I 1.0% ベア加算	3.9% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	389,340	0	0	0	0	0	0	0
38	0176100048 北海道	北海道	美唄市	デイサービスセ ンターすずいり	通所介護	343,723	10.00	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	5.3% 处遇加算 I 1.2% 特定加算 I 1.1% ベア加算	4.7% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	873,660	0	0	0	0	0	0	0
39	0176100048 北海道	北海道	美唄市	ホームヘルプシ ステム(老健)	訪問介護	321,294	10.00	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	5.3% 处遇加算 I 1.2% 特定加算 I 1.1% ベア加算	5.0% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	185,920	0	0	0	0	0	0	0
40	0152380028 北海道	北海道	岩内町	介護老人保健 施設ホーム岩内	介護老人保健 施設	2,930,782	10.00	施設改修等 算定加算 II 特定加算 II ペースアップ等加算	13.7% 处遇加算 I 1.7% 特定加算 II 0.8% ベア加算	13.7% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	880,340	0	0	0	0	0	0	0
41	0152380028 北海道	北海道	岩内町	介護老人保健 施設ホーム岩内	介護老人保健 施設ホーム岩内	10.00	施設改修等 算定加算 II 特定加算 II ペースアップ等加算	6.3% 处遇加算 I 1.7% 特定加算 II 0.8% ベア加算	6.3% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	405,900	0	0	0	0	0	0	0	
42	0152380028 北海道	北海道	岩内町	介護老人保健 施設ホーム岩内	介護老人保健 施設ホーム岩内	730,447	10.00	施設改修等 算定加算 II 特定加算 II ペースアップ等加算	4.7% 处遇加算 I 1.7% 特定加算 II 1.0% ベア加算	4.7% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	154,220	0	0	0	0	0	0	0
43	0170500813 札幌市	北海道	札幌市 東区	あおばセイバー スセンター	通所介護	501,935	10.14	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	5.8% 处遇加算 I 1.2% 特定加算 I 1.1% ベア加算	5.8% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	468,320	0	0	0	0	0	0	0
44	0190501742 札幌市	北海道	札幌市 東区	小樽保健多機能 施設多機能型 居宅介護	小樽保健多機能 施設多機能型 居宅介護	537,044	10.17	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	10.2% 处遇加算 I 1.5% 特定加算 I 1.7% ベア加算	10.2% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	163,958	0	0	0	0	0	0	0
45	0170101932 札幌市	北海道	札幌市 中央区	円山保健センター	円山保健センター	1,111,749	10.14	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	5.9% 处遇加算 I 1.2% 特定加算 I 1.1% ベア加算	5.9% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	1,114,184	0	0	0	0	0	0	0
46	0190101089 札幌市	北海道	札幌市 中央区	小樽保健多機能 施設多機能型 居宅介護	小樽保健多機能 施設多機能型 居宅介護	249,108	10.17	施設改修等 算定加算 I 特定加算 I ペースアップ等加算	10.2% 处遇加算 I 1.5% 特定加算 I 1.7% ベア加算	10.2% 令和 0 年 4 月～令和 6 年 5 月 (2 ヶ月)	185,704	0	0	0	0	0	0	0

※算定対象月(月)は、令和6年4月～令和6年5月を指す。
 ①事業所の所在地は、原則として、事業所の登録地を指す。
 ②事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。
 ③事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。
 ④事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。
 ⑤事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。
 ⑥事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。
 ⑦事業所の登録地が複数ある場合は、登録地のうち最も近い登録地を指す。

